

令和7年度（債務負担）

下田市第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務仕様書

1. 業務名称：

令和7年度（債務負担）

下田市第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

2. 履行期間：

契約締結日翌日から令和9年3月25日まで

3. 業務目的：

国や県の動向、下田市の高齢者の状況等を的確に把握し、下田市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、下田市第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画（以下「第10期計画」という。）を策定することを目的とする。

4. 業務内容：

【令和7年度】

（1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、下田市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、下田市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

（2）高齢者及び介護家族の実態調査

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査するとともに、介護している家族の生活実態や抱える問題等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

受託者は、国から示される「日常生活圏域ニーズ調査票」、「要介護者の家族調査票」をベースとして下田市独自の設問等を加え、調査票の設計を行う。

【令和8年度】

（1）高齢者及び介護家族の実態調査

令和7年度から引き続き、日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査するとともに、介護している家族の生活実態や抱える問題等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

受託者は、国から示される「日常生活圏域ニーズ調査票」、「要介護者の家族調査票」を

ベースとして下田市独自の設問等を加え、調査票の設計及び印刷を行う。また、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査結果の入力・集計・分析を行い、調査結果報告書を作成する。

ただし、宛名ラベルの作成、調査票の発送・回収は下田市が行う（郵送費については受託者が負担する）。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	①一般高齢者及び要介護認定者（施設入所者は除く） ②要介護者の家族
サンプル数	①、②ともに、国の方針等を踏まえ協議の上決定する。
調査方法	郵送
調査票種類数	2種 計2,000票
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(2) 認知症調査

認知症施策検討の基礎資料とするため、地域の認知症の方に関する生活実態や地域活動に関する調査を実施する。具体的な実施方法については、認知症サポーターへの簡易調査（50サンプル程度。）を想定する。調査票は、A4縦原稿4ページ以内（A3横両面1枚以内）を想定する。

(3) 給付実績集計・分析の実施

下田市が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

(4) 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

(5) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(6) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを下田市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(8) 介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供等支援

介護保険・高齢者福祉施策に関する動向は日々変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣官房において指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。また、第10期計画期間に向けて行われると見込まれる基準省令その他の法令改正に伴い、必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文、例規整備の考え方や一般的な整備例等についても下田市の介護施策を把握した中で提供・助言等をする。なお受託者独自の資料でなければならない。

(参考：第9期介護計画期間の例規整備情報の提供)

- ① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- ② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- ③ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ④ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

【令和7年度・令和8年度】

(9) 下田市高齢者保健福祉計画策定推進協議会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定推進協議会（令和8年度4回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて

2名以上の受託者が出席し、協議事項に関する必要な資料作成、技術的な助言、説明、意見の取りまとめ（議事録作成）等の支援を行う。なお、会議の回数は進捗状況により増加することも想定しておくこと。

5. 成果品：

【令和7年度】

- ・アンケート調査票素案：データ納品

【令和8年度】

- ・アンケート調査報告書（A4判、100頁程度、表紙レザック、1色刷）：データ納品及び冊子
- ・計画書本編（A4判、130頁程度、表紙4色、本編1色刷）：200部
- ・計画書概要版（A4判、8頁、4色刷）：300部
- ・例規整備支援情報提供資料：データ納品
- ・上記データー式

6. その他：

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ下田市と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、下田市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・個人情報及びプライバシーの保護にあつては、下田市個人情報の保護に関する法律施行条例を順守するとともに「プライバシーマーク」認証等の情報保護に関する認証資格を要する